

令和 8 年度

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
定時評議員会議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
令和8年度定時評議員会議事録

1. 日 時 令和8年6月18日(木) 午後2時～午後3時35分
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 会議室2

3. 出席者

評議員総数 8名

評議員出席者 6名

評 議 員	坂 本 孝 二	評 議 員	大 橋 吉 英
評 議 員	迫 田 博 幸	評 議 員	穂 積 幸 美
評 議 員	宮 崎 康 人	評 議 員	山 本 裕 信

監事総数 2名

監事出席者 2名

監 事 細 川 健 二 監 事 中 川 俊 秀

開会にあたり、評議員会運営規則第13条第2項の規定により評議員の互選により議長の選出となるが、評議員会の申し合わせにより行澤評議員が議長となり、評議員会運営規則第16条第1項に定める定足数を充たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の評議員2名を定款第14条第2項の規定により選任して議事に入った。

議事録署名人 迫 田 博 幸

議事録署名人 穂 積 幸 美

4. 議 案 報告第1号 令和7年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び監査報告について
- 報告第2号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団第2次中期経営計画の策定について
- 議案第1号 令和7年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について
- 議案第2号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部変更について
- 議案第3号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）の選任について

5. 議 長 坂 本 孝 二

6. 議事録作成者 光 木 朋 子

7. 議 事

(1) 開 会

○事務局 みなさん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。定刻になりましたので、ただいまより令和8年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 定時評議員会を開催いたします。

評議員会の開会に当たり、当法人 増田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 [理事長挨拶]

(3) 議長選出

○事務局 それでは、評議員会を開催させていただきにあたりまして、議長の選出を行います。

評議員会運営規則第13条第2項の規定により「議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する」となっておりますが、事務局一任とさせていただきます。よろしいでしょうか。

[異議なし]

それでは、坂本評議員を議長に推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、坂本評議員に議長をお願いしたいと思います。

(4) 出席状況

○議 長 議長を務めさせていただきます坂本でございます。よろしくお願いいたします。
議事に入らせていただきます前に評議員の出席状況について報告いたします。本日の出席評議員は6名でございます。評議員会運営規則第16条第1項に定める

評議員 8 名の過半数を充たしておりますので本評議員会は成立いたします。

(5) 利害関係有無の確認

○議 長 次、利害関係の有無につきまして、確認させていただきます。社会福祉法第 4 5 条の 9 第 8 項で、「決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。」旨が規定されています。本日の議事につきまして、特別の利害関係を有する評議員がおられましたら、申し出ていただけますでしょうか。

[該当者がいないことを確認]

本日の議事につきまして、特別の利害関係を有する評議員はおられないようですので、このまま進めさせていただきます。

(6) 議事録署名人の選任

○議 長 次、定款第 1 4 条第 2 項の規定により議長の他に議事録の署名人 2 名を選任する必要がありますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[議長一任]

○議 長 議長一任のお声がありましたので、私から指名させていただきます。
迫田博幸評議員、穂積幸美評議員にお願いいたします。

(7) 議事

○議 長 それではこれより議事に入らせていただきます。本日の議事は、報告が 2 件と議案が 3 件でございます。

それではまず、報告第 1 号「令和 7 年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」と、議案第 1 号「令和 7 年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」は、関連がございますので一括審議といたします。

まず、事務局から議案第 1 号の説明をお願いします。

○事務局 [議案第 1 号説明]

○議 長 続いて、報告第1号「令和7年度 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び監査報告について」でございます。

こちらにつきましては、過日、細川監事と中川監事のお二人に監査を実施していただきましたので、代表して中川監事にご報告とご説明をいただきます。中川監事よろしくお願いします。

○中川監事 [監事監査報告]

○議 長 それぞれ説明と報告が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○大橋評議員 事業報告書7ページのところでありまして、(2)法人事業本部の中で、今後の経営管理を担うワーキングチームの設置とありますが、これについてどのような感じなのかご説明をお願いします。

○事務局 事業本部長です。着座で失礼いたします。一昨年度前までは、当事業団の経営本部長、事業本部長で、統括事業管理者という役割の人間を中心に事業管理等を行ってきたのですが、次に次世代ということで、今、当事業団のそれぞれの事業所を管理している管理者であるスタッフの中からおよそ40代ぐらいの年齢の職員を選抜いたしまして、次世代の経営管理を担うものとしまして、具体的に経営管理であったり、事業管理であったり、人事管理における知識の習得を、定期的に行うような研修も続けながら、実際に現場の課題の検証と直接的なその事業所への支援なども同時並行で行うようなチームを作って、一年間活動しております。ワーキングチームとはしていますが、実際は正式にそれぞれの担当している事業所に加え、複数の事業を管理する事業管理者という任命も行っており、事業管理の実働も担いながら、経営管理の方も学ぶというような形で、活動を行っております。

○大橋評議員 ありがとうございます。事業所のリーダーのような方が部署を横断してグループを作っているいろいろな経営課題とか今後のことを話し合う、というようなイメージでしょうか。

○事務局 それぞれ事業所には法定配置の管理者が配置されていますが、その中から特に年代的に40代を中心にしたメンバーで、おっしゃっていただいたように、自分の担当している事業所だけではない、法人全体の事業を横断的にいろいろな課題を検討したり、具体的な収支改善に直接的な支援を行ったりというような活動をしてまいりました。

○大橋評議員 それは、現在も継続しており、今後もやっていくということでしょうか。

○事務局 一応3カ年計画で、最終的に完全に管理が行えるようにということで、今現在も2年目の活動を継続して行っています。

○大橋評議員 わかりました。

○理事長 今、岸部本部長の方から説明してもらったとおりなのですが、私どもの場合は、ほとんどの職員が専門職で、その専門の職に見合った事業所に配属されて、多くの方はそこで同じ仕事を従事してもらっているというふうなことでなっておりますので、経営を担っていく職員というのが、別途養成というのはなかなか出来づらいんですね。ですから、職員の新陳代謝に合わせて専門職の人に経営やってもらおうと思ってもなかなかすぐに入り込めないということがございまして、ご案内のとおり今でも伊丹市の職員の方を2人派遣してもらって、やっておると。将来的には、私の理想としては、プロパー職員ですべて事業運営していけるようになったらいいなと考えております。そんな中で、これからの人材養成ということで、今ある事業所の仕事だけでなく経営全体を見渡せる、そういった職員を時間かけて育てていきたいということでやり出したということです。

○大橋評議員 私もプロパー職員を養成するのは、すごく大事ななことかと思います。今後も続けていていただきたいと思います。

○議 長 ほかにございませんか。ご意見でもなんでも構いません。

○大橋評議員 同じ7ページの下(3)法人事務局(総務課)の中の真ん中あたり、
「取組として勤怠システムの導入」ということがあげられています。また、31ページにも事業所の方で「電子介護記録システムの導入」ということで、新たなシステムというか技術を導入されているということですが、そのあたりの効果はいかがでしょうか。目立った効果はございますか。

○事務局 まず、総務課の方で中心となって導入している勤怠管理システムについて報告申し上げます。令和7年度に業務の効率化と、それによってサービスの質の改善というものを目的として、生産性向上委員会を組織化しております。その生産性向上委員会の取り組みの一つとして、勤怠管理システムの導入を進めているところなのですが、令和7年度に導入業者の決定をして、8年度に試行運用、本格運用と今進めているところです。効果の検証自体はまだできていないところではあるのですが、もともと紙で管理していたものをシステム化するというところで、これまで紙の管理となると、適正な勤怠管理の把握については、事業所の管理者が、所属する職員

の労務管理を担っていることになるのですが、なかなか一元管理というのが難しいところではあったのですが、システムを活用することで、超勤の労働時間の確認であったり、有給休暇の適切な取得、そういったところの一元管理というものがシステム上で可能になるものと考えていますので、それによって適正な労務管理及びそれを管理するための業務時間の削減というところで効果を見出すことができるものと考えております。効果検証については、今現在、試行運用をしながら進めているところなので、改めてご報告したいと考えております。

あと、介護現場における記録システムの導入についてなのですが、こちらについても同じく生産性向上委員会の取り組みの一つとして、老人ホームにおける利用者さんの記録については、これまで手書き中心で行っていたものを、ケアパレットというシステムを導入することで、電子的に管理できるようにすることを進めているところです。こちらについても、事業所の方が中心となって、今、効果検証を行っているところです。また検証が判明しましたら、報告はしたいと思っております。効果の内容としては、それによって、これまで手書きで行っていたものをシステム化することで、適切に利用者さんのサービスの状況であったり、身体状況の確認というものが、システム上で多職種の職員が一元的に管理できるというところで、サービスの質向上と業務の効率化による業務時間の縮減が図られるものと考えているところであります。詳細な効果検証については、次回の定時評議員会の場で報告できるようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○大橋評議員 また、効果と結果がわかれば教えてください。

○議 長 はい、ありがとうございました。

○大橋評議員 6 ページの施設別職員の一覧なのですが、各事業所はそれぞれ定数というか基準があって配置されているのかなと思うのですが、法人事務局総務課については、おそらくそういう基準はないのではないかなと思うのですが、正規職員が173名全体いる中で、6人ほど。全体では、274名中8人が総務課職員というのが適正な数なのかどうでしょうか。その総務課職員というのは先ほど言われたICTにしてもDXにしても、推進するとなるとやはりすごく負担がかかるところなのかなと思いますので、そのあたりはどのようにされているのか、実態はどうかということに関心があります。

○事務局 現状の総務課の配置の職員については、表にも示させてもらっているとおりではありまして、例えば総務課内の庶務の担当であったり、経理業務に従事するもの、労務管理に従事するもの、人材確保、人材採用に従事するもので、総務課内の管理者として総務管理者を配置、総務課長といった構成が主な構成にはなっているところで、この構成については、いつからこの構成になっているかっていうところは

ちょっと正確なところは私も把握はできてないのですが、おそらくここ10年20年程度同じ構成になっているかなというところであるんです。ただちょっと今、評議員の方からご指摘のあったとおり、これからどんどんシステム化していくことによって、その適正な配置の人員、システムは入れるけれど、人員配置はそのままというのは確かに考えないといけないところにはもう来ているかなと思いますので、今後ICTの導入などを進めながら、単純に今の配置の人員で業務時間が減って楽になったというだけのものではなくて、人員の方を見極めながらシステムを導入するのと合わせて、適正な配置というものは引き続き見直しながら管理の方はしていきたいとは考えています。

○大橋評議員　新しい技術を取り入れようとするすと、一定の効果が出るまでは、結構マンパワーというか人の力が必要になるので、その辺りは十分配慮して、できるならば人数を増やせたら一番いいと思いますけれども。総務課の重要性といいますか、そのあたりがあるのかなと思います。

○事務局　補足させていただきます。ご指摘のどおりではあるのですが、この表の表記上、総務課ということで、いきいきプラザにおいている総務課に配置している職員という形で数字は現れるのですが、各事業所に一定の括りで事務職員を配置しておりまして、勤怠システムの導入であったり、そういうことを進めるにあたっては、その事務職員も業務にかかわります。事業所の事務職員も事務局所属の職員として配置されていますので、事務管理的なことに関わる職員自体はこの6名に現れてない人数も事務管理に関わっております。

○事務局　事務局所属の事務職員で各施設に転在する職員は、今、現状の人数構成でいくと、全部で6名ほどとなっております。事務局所属で事業所に配置している事務系の職員で6名で、総務課に配置している職員は総務課長を含めて9名となっております。

○大橋評議員　それぞれの事業所に、実際に給与を計算したりとか、勤務時間を計算したりという事務職員がいるということですね。

○事務局　はい。またそれらのことを進めるにあたっては、もちろんその事務系の業務であれば、その事務職員も関わっていくことになりまして、例えばこの勤怠システムであったり、色々なICTを進めるにあたって、実際に使用する現場の専門職のスタッフもその作業には分担して関わる形にはなって、すべてが事務系職員のみですめるのではなく、専門職にも役割分担をしながら行っているという形にはなっていますので、一定、今のところこの人数で回っているというような形にはなっております。

○大橋評議員　総務課職員の方の負担が大きくなりすぎないように、そこが少し気になります。超勤を減らしていかなければならないという総務課が一番残業が多いというケースも中には聞いておりますので。

○議　長　ありがとうございます。ほかにございますか。

○大橋評議員　決算書についてですが、7年度の寄付金の収入については、どこに掲載されていますか。

○事務局　7年度の寄付金収入については、ゼロでございます。

○大橋評議員　探してなかったのでお聞きしたのですが、寄付金も一つの財源、大きな財源になるかどうかは難しいでしょうけども、寄付を受けるようなことは検討されていますでしょうか。

○理事長　なかなか寄付金を当て込んでというふうなことは難しいかなと思うのですが、他の法人等を見ていると、場合によってはお世話になったからという形で、後で寄付でいただくようなケースもあるようでございます。それで、我々もじゃあ寄付がないのかと言いますと、多くは現物で施設で使うようなもの、タオルであったり必要なものを大量に寄付いただいたりとか、そういう現物での寄付はあるのですが、金額として上がってこないということで、特に数字としては出てきてないということです。もちろん、現金でいただく分についてはいつでもウェルカムでございますので、またなかなか自分から言いにくいですけど、そういうことがあれば、もちろん財源としては、貴重な財源として使わせていただきたいというふうに思っています。

○大橋評議員　ちょっと最近話題になった遺贈寄附なども増えているように聞いておりますので、見込んでというわけにはなかなかいかないでしょうが、努力はある程度するべきかなと思います。ホームページを見たのですが、寄付金の案内が見当たりませんでしたので、その辺りも表示していけばよいのかなというふうに思いました。

○議　長　というご意見をいただきました。ほかにございますでしょうか。

○議　長　特にないようでございますので、決議に入らせていただきます。

議案第1号「令和7年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、議案第1号は原案どおり決しました。
報告第1号につきましても以上といたします。

○議 長 続いて、報告第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団第2次中期経営計画の策定について」でございます。
事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団第2次中期経営計画の策定について」を説明

○議 長 説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○大橋評議員 私は、初めて中期経営計画を見させていただきましたが、表やグラフを多用されていて非常にわかりやすい内容でまとめられているのかなと感じました。資料編に付いている事業団の強みと弱みについても分析をしっかりとされているのかなというふうに思いました。その中で、先ほど申し上げましたICT化とかDXというようなところに取り組んでいくということも書かれていて、ただなかなかそれが人材不足でということについても言及されているということですので、人材育成というのが非常に大事なのかな、というふうに思うのですが、この辺りは、どの部分をどんな感じにされていく予定でしょうか。

○議 長 DXにかかる人材育成ということですね。

○事務局 人材育成と一言で申しましても、先ほどのご質問にもあったように経営管理のできる人材を育成していく必要がありますし、質の高いサービスを継続して行えるように、専門職としてのスキルも上げていくという人材育成と、一人材育成にも多様な側面がございます。ただ、ICT化、DXというのは分野的には特殊な分野になりますので、先ほどからのいろいろな報告の中で出ております生産性向上委員会を設置していろいろな検討を行っておりますが、その中で、特に、IICT化、DX推進に特化して学ぶチームを今年度設置して活動していくことを予定しております。これらの全体の取り組みの中で、特にどういうシステムを使うのが効果的とか、こういった活用していくのかっていうことを、そのチームのメンバーに、専門的な知識を学んできてもらって、それを実際の推進に生かしていくということを、現在、予定をしているという段階でございます。

○大橋評議員 DX化とかデジタル化というのは、人材不足などのさまざまな課題解決に対するキーになるのかなというふうにも思います。そういう人材育成というのは意識的にやっていかないといけないのかなと思いますし、全国的に見てもそういう人材は非常に不足している状況なので、自分の組織の中で作り上げていくということは必要なのかなと思いますので、そのあたりはしっかりお願いいたします。

○議 長 そのほかいかがでしょうか。

○大橋評議員 この経営計画を見させていただいている中で、8年度の事業計画にどのように落とし込まれていくのかということを見たかったんです。今日、机置きで配布頂いていますが、事前に確認できればよかったかなと思っておりまして。といいますのは、ホームページにはまだ8年度の事業計画が掲載されていないので、それを載せていただいていたら、同時に平行で作成されていたとは思いますが、見比べることができたと思いますので、また載せておいていただければと思います。

○事務局 冒頭で説明が不足していたのですが、机置きしております封筒に入った令和8年度の事業計画と予算書につきまして、本来であれば、これに関しても説明は必要だったかなと思っているところではあるのですが、令和8年度の事業計画と予算書の内容については、今年の3月に開催しました理事会で決議をいただいて、それをもとに4月から事業計画は推進しているところであります。定時評議員会の開催が年に1回、この6月のタイミングというところになりますので、評議員の皆様には6月のこのタイミングでお示しているところではあるのですが、只今、大橋評議員からもご指摘いただきましたので、今後はホームページへの掲載であったり、事前にお配りするタイミングというのはもう少し早めるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大橋評議員 特に経営計画とは関係がないのですが、こちらの事業団では、一般事業主の行動計画というものを立てられているかと思います。ホームページにも記載はされているものでして、その計画は、7年度と8年度の2か年計画になっていて、どういう内容かといいますと、女性活躍推進法とか次世代育成支援対策推進法に基づいて作られていて、目標を3つ掲げられています。「男性の育児休業取得」「時間帯とか職務内容を限定した正規職員の採用」「介護職の女性割合の向上」の3点をあげられています。そこで、お願いなのですが、7年度8年度の2か年計画ですので、今年度が終わった段階で、できれば来年度に説明というか報告をいただけたらなと、そういう情報共有をしていただくことは非常に有意義かと思いますので、検討をお願いしたいと存じます。

○事務局 定時評議員会の開催が年に1回、この6月のタイミングとなるので、次回の開催のタイミングとなると来年度の6月というところです。先ほど申し上げた予算書と事業計画の配布をなるべく前倒しにするタイミングで、何かしら、ホームページの方に上げている行動計画に基づいて、7年度、8年度に達成できたかというところの報告については、合わせて事前にお配りするであったり、もしくはホームページの方に記載などをするようにして、評議員の皆様にお示しできればというところで対応の方を検討したいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 検討をよろしくお願いいたします。ほかにございませんか。

○議 長 特にないようでございますので、報告第2号につきましては、以上とします。

○議 長 次に、議案第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部変更について」でございます。
事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部変更について」を説明

○議 長 説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議 長 特にないようでございますので、決議に入らせていただきます。議案第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部変更について」につきましては、定款第13条第2項の規定により評議員の2／3以上に当たる多数をもって決議することと定められておりますが、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○議 長 議決に加わることのできる評議員、つまり、議長を除く評議員7名のうち5名の方から賛成を得たことにより、2／3以上による決議の要件を満たしましたので、議案第2号につきましては、原案どおり決しました。

○議 長 次に、議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）の選任について」でございます。
事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）の選任について」

を説明

○議 長 説明と報告が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議 長 特にないようでございますので、決議に入らせていただきます。
議案第３号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）の選任について」
は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、議案第３号は、原案どおり決しました。

本日の議事はこれをもって終了とさせていただきます。
この他にはよろしいでしょうか。

（８）その他

○議 長 先ほど第３号議案で監事の選任についてご審議いただきましたが、本定時評議員
会終結をもって細川監事が監事を退任なさいます。細川監事よりご挨拶を賜りたい
と思いますので、よろしくお願いいたします。

[細川監事 ご挨拶]

○事務局 細川監事におかれましては、長きにわたり当法人の事業運営にご尽力賜り、誠に
ありがとうございました。

本日、令和８年度の事業計画、予算書、予算資料を封筒に入れて机に置かせてい
ただいております。参考資料としてお持ち帰りくださいますようお願いいたしま
す。

（９）閉会

○議 長 評議員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきありが
とうございました。これをもって本日の評議員会は閉会といたします。有難うご
ございました。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後３時３５分に閉会した。

議事を明確にするためこの議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

令和8年6月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人